

ゼロ

河川敷猫0プロジェクト

河川敷に捨てられた猫が繁殖し続けています
捨て猫をなくし、不妊去勢手術をして
これ以上増えないようにしていきます
ご協力をお願いします



増やさないのも愛情です

耳カットは
不妊去勢済の印です



犯罪です。



動物の遺棄・虐待は

不幸な命を産み出さないために
不妊去勢しましょう。

●設置動物を遺棄・虐待した場合
100万円以下の罰金
●設置動物を殺傷した場合
2年以下の懲役または
200万円以下の罰金

●動物の保護及び管理に関する法律
第18条 愛護動物（犬）に對し、この法に於て定め
られた事項を遵守し、かつ、その保護及び管理に努
め、その健康及び安全を確保し、並びに、その生活
の向上に努め、その生活の質を向上させること
を旨として、その飼育に努めなければならない。
第19条 愛護動物（猫）に對し、この法に於て定め
られた事項を遵守し、かつ、その保護及び管理に努
め、その健康及び安全を確保し、並びに、その生活
の向上に努め、その生活の質を向上させること
を旨として、その飼育に努めなければならない。

環境省 警察庁

動物を捨てる・虐待は、罰金100万円
殺傷は罰金200万円又は懲役です！



2匹のつがいを不妊去勢しないで
養うと2年後に80匹になります！

ご支援ご協力をお願いしております。

- ・ 不妊去勢手術金のご支援 【郵便振替】口座記号番号 00160-4-277990 加入者名 すみだ地域ねこの会
- ・ 手術猫の搬送（車）・情報提供（不妊去勢未施術等）・捨て猫捨て犬パトロール（犬のお散歩と共に）
- ・ 給餌清掃管理ボランティア ・行政への要望（遺棄違反看板の設置等） ・支援物資のご提供 ・その他

すみだ地域ねこの会 090-7226-7630（平日夜8時以降、土日祭日終日対応）